せんだい海浜エリアナビ「ぐるっと、海手」掲載基準

１．定義

当サイトにおける「海浜エリア」とは、概ね仙台東部道路より東側の仙台市及び名取市閖上地区のことをいう。

２．スポット

（１） 関係行政機関（宮城県・仙台市・名取市等）が所管する海浜エリアに立地する施設
（２） 関係行政機関（宮城県・仙台市・名取市等）の関与により設置された海浜エリアに立地する施設
（３） 海浜エリア内に所在する自然や史跡
（４） 海浜エリア内に立地する震災伝承施設やモニュメント（自由に入退場できる施設に限る）
（５） 防災集団移転跡地利活用事業者が所管する海浜エリアに立地する施設
（６） 仙台港周辺地域賑わい創出コンソーシアムの会員が所管する海浜エリアに立地する施設
（７） 仙台海手ネットワークの会員が所管する海浜エリアに立地する施設
（８） 仙台港エリア振興会の会員が所管する海浜エリアに立地する施設
（９） 海浜エリアにおける賑わいの創出や地域活性化に資する施設

３．イベント

（１）～（３）の全てを満たすこと。

（１）海浜エリアに関連するイベントであり、かつ開催場所が仙台市内または名取市内であること。

（２）主催者が次のいずれかに該当すること。

①公的機関または公的機関に準じる団体

②法人

次のａまたはｂのいずれかに該当すること。なお、参加者から徴収する費用がイベントの内容に比して過大でないこと。

ａ．当該イベントが公益目的である。

ｂ．当該イベントの開催に伴い、海浜エリアに経済波及効果が見込まれる。

③法人格を持たない団体

次のａまたはｂのいずれかに該当すること。なお、参加者から徴収する費用がイベントの内容に比して過大でないこと。

ａ．当該イベントが公益目的であり、公的機関または公的機関に準じる団体（外

郭団体、指定管理者、学校等）の後援・助成等を受けている。もしくは公的機関または公的機関に準じる団体（外郭団体、指定管理者、学校等）と事業実施等に係る協定を締結している。

ｂ．当該イベントが公益目的であり、ａには該当しないが、当該団体について公的機関または公的機関に準じる団体と過去に連携・委託等による取り組みの実績が複数回ある。（単に申請に伴う承認等は取り組みには含まない。）

（３）イベントの募集定員が 10 名以上であり、不特定多数の人（合理的な制約がある場合を除く）を対象にしていること。

■除外要件

〇政治活動が関与するもの
〇宗教活動が関与するもの
〇反社会的勢力が関与するもの
〇公の秩序または善良の風俗に反するもの
〇人権侵害のおそれがあるもの
〇名誉棄損のおそれがあるもの
〇過去に故意により不良行為を犯したもの